

政治倫理条例案を可決

来月施行 不当要求を防止

福島町議会

【福島】定例町議会
は十一日、町議の守る
べき政治倫理基準を定

めた「町議の不当要求
行為等を防止する条例
案」を可決した。七月
一日に施行する。

条例では政治倫理基
準に①不正の疑惑を持
たれる金品の授受をし
ない②町が行う契約な
どに関し、特定の者の
ために有利な取り扱い
をするよう働きかけな
い③町職員の採用や昇
任について不正な働き

かけをしないなどを
盛り込んだ。
町議に基準違反の疑

いがあった場合、議長
は議会運営委員会に諮
る。同委で調べた上で、
必要があれば懲罰委員

会を設置し、処分を決
める。溝部幸基議長は
「条例が抑止効果にな
れば」と話す。

一方、町側も政治家
や企業から町の事務事
業について強要などを
受けた場合、記録に残
し、情報公開請求の対

象とすることを定めた
要綱をつくり、七月一
日から施行する。

同様の条例は、胆振
管内白老町や根室市で
制定されている。

定例会ではこのほ
か、千七十万円を追加
し、総額二十九億四千
七百五十七万円とする
本年度一般会計補正予
算案など議案三件を原
案通り可決、意見書案
一件を可決し、休会し
た。

(満園徹)